

第 6240 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月17日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 海外渡航費

Q : 社員を海外に派遣します。この場合の渡航費は、どのような取扱いになりますか？

A : 次のような取扱いになります。

【解説】

法人が、役員又は使用人に対して支給する海外渡航費用（支度金を含みます。）は、その海外渡航が法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、その渡航費用が通常必要と認められる金額であるならば、旅費として損金経理することが認められます。

しかし、業務の遂行上必要と認められない海外渡航費用や業務の遂行上必要と認められる海外渡航であっても通常必要と認められる金額を超える部分の金額については旅費として認められず、原則として、その役員又は使用人に対する給与とされます。

なお、その海外渡航が法人の業務に必要かどうかは、旅行の目的等を総合勘案して実質的に判定されますが、次に掲げる旅行は、原則として法人の業務の遂行上必要な海外渡航に該当しないものとされています。

- ①海外渡航の許可を得て行う旅行
- ②旅行あっせんを行う者等が団体旅行に応募してする旅行
- ③同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】